



令和5年5月2日

会員組合各位

大阪府中小企業団体中央会
会長 野村 泰弘

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う対応について

時下ますますご消災のこととお喜び申し上げます。平素は本会の事業運営に格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

令和5年4月27日、国において、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとされ、5月8日から5類感染症に位置づけられることが決定されました。

これに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止され、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）についても廃止されます。また、特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置も終了されることとなりました。

このような状況を踏まえ、4月28日、第88回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、令和5年5月8日に、大阪府は大阪府新型コロナウイルス対策本部を廃止するとともに、府民及び事業者等への要請を終了し、感染防止認証ゴールドステッカー制度や感染防止宣言ステッカー制度、イベント開催時の「感染防止安全計画」「感染防止策チェックリスト」を廃止することを決定しましたので、お知らせします。

<上記に伴う大阪府の対応>

○大阪府新型コロナウイルス対策本部
(特措法第25条第1項)

第二十一条第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

○府民及び事業者等への要請

○感染防止認証ゴールドステッカー制度
○感染防止宣言ステッカー制度

○イベント開催時の「感染防止安全計画」「感染防止策チェックリスト」

以上については、令和5年5月8日に廃止・終了

- ・大阪府新型コロナウイルス対策本部の廃止及び要請の終了等について【大阪府資料】
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/38215/00153234/1-1_haishi230428.pdf
- ・大阪府新型コロナウイルス対策本部【大阪府ホームページ】
http://www.pref.osaka.lg.jp/kikaku_keikaku/sarscov2/88kaigi.html

<問い合わせ先>

大阪府中小企業団体中央会 総務部総務企画課 TEL 06-6947-4370

大阪府新型コロナウイルス対策本部の廃止及び要請の終了等について

資料1-1

令和5年4月27日、国において、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5月8日から5類感染症に位置づけることが決定。これに伴う国の対応については以下のとおり。

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」)第21条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症対策本部は廃止
 - 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)についても廃止
 - 特措法に基づき実施している住民及び事業者等への感染対策に関する協力要請等の各種措置を終了
- 上記に伴う府の対応
- 大阪府新型コロナウイルス対策本部
 - (特措法第25条第1項)
第二十一條第一項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。
 - 府民及び事業者等への要請(現在の要請内容は「資料1-2」参照)
 - 感染防止認証ゴールドステッカー制度
 - 感染防止宣言ステッカー制度
 - イベント開催時の「感染防止安全計画」「感染防止チエックリスト」
以上については、令和5年5月8日に廃止・終了